

鯖 監 第 4 6 2 号
令和 6 年 3 月 2 2 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 石 川 修

令和 5 年度定期監査および随時監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査および同条第 5 項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査結果報告書を提出する。

令和5年度 定期監査結果報告書

第1 監査の種類 定期監査

第2 監査の対象

《総務部》

行政管理課、職員課、デジタル推進課、市民窓口課、市民活躍課、ダイバーシティ推進・相談課、防災危機管理課

《政策経営部》

総合政策課、秘書広聴課、総合交通課、財務管理課、施設管理課、税務課、収納課

《健康福祉部》

社会福祉課（福祉総合相談室）、長寿福祉課、子育て支援課、保育・幼児教育課、健康づくり課、国保年金課

《産業環境部》

商工観光課、農林政策課、環境政策課

《都市整備部》

土木課、都市計画課、公園住宅課、上下水道課

《教育委員会事務局》

教育政策課、学校教育課、生涯学習課、文化課、スポーツ課、文化の館

《その他》

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上33課（1室）、2事務局、1施設

第3 監査の期間 令和5年4月18日～令和6年2月8日

第4 監査の内容

鯖江市監査基準に基づき、令和4年度に執行された事務事業が関係法令等およびの定めるところに従って適正に執行されていたか、また、経済的・効率的・有効的に執行されていたかについて実施した。

第5 監査の方法

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第6 監査の結果

関係法令等に準拠し、監査の範囲において、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、事務の一部について改善や検討を要する事項が見受けられた。その主な内容は、次のとおりである。

①契約書類の不備

契約書の年誤り、仕様書の添付漏れ、仕様書内の数量の誤記など契約書類の不備が見受けられた。契約書類の誤りは契約相手方との信頼関係を損なうことにもなりかねないことから、緊張感をもって適正に事務を執行されたい。

②支出事務の年度誤り

会計年度独立の原則に違反して年度を誤って執行している次のような事例が見

受けられた。所属年度区分を整理し、適正な予算執行を行われたい。

- ・債務負担行為なしで年度をまたいだ委託契約をしている。
- ・令和4年3月の意見書作成手数料を令和4年度で支出している。
- ・令和4年度に執行している補助金の交付決定を令和5年5月に行っている。
- ・令和4年1月から令和5年3月までの15か月分の交付金を令和4年度分として交付しており、そのうち3か月分は令和3年度と重複して支払いしている。
- ・令和3年度執行分の光熱水費の還付金を令和4年度の歳入で処理せず、令和4年度の歳出として戻入処理している。
- ・令和3年度実施分の報償費を未払額として令和4年度に支出している。

③補助金・交付金の交付誤り

交付要件に満たない金額を交付決定し、返還を求める必要がある事例が見受けられた。補助金交付要綱の交付要件等を理解したうえで、申請内容が交付要綱に添っているかを適正に審査するよう指導されたい。

④支出事務の執行科目誤り

項の支出科目誤りで執行しているものが見受けられた。歳出予算は各款の間または各項の間における相互の流用を禁じており、予算の増減は補正予算以外では対応できないことを踏まえて、適正な予算執行を行われたい。

⑤収入事務の収入未済の調定

過年度に返還を決定した借地料が分割で納付されている事例で、当該年度に納入された収入額のみ調定していたものがあつた。分割納付の場合でも、返還決定した年度に返還すべき総額を調定し、収入未済額は翌年度に調定を行うべきであるので、適正に処理されたい。

なお、上記の改善や検討を要する事項のほか、単純な誤りや適正さに欠ける会計事務処理が散見され、口頭で指導した。その主な内容は、次のとおりである。

- ①「補助金の内容精査不足」、「業務委託の履行確認不足」が見受けられるので、慎重に精査確認するよう努められたい。
- ②入札回避や見積の徴収回避とも受け止められかねないような事例も一部で見受けられた。予算執行の透明性の確保、公正な競争の促進のうえから、このような契約は行わないように努め、また、一者随意契約や変更契約時の理由の記載については、入札回避の疑義が生じないようにその理由を丁寧かつ明確に示すよう努められたい。
- ③「支払や精算の遅延」、「決裁区分誤り」、「起票者と検収職員が同一」といった単純な事務ミスが複数の課で散見された。通知や研修会を継続して行い、チェック体制を再確認するなど再発防止に努められたい。

第7 意見

定期監査に際し、上記の財務に関する事務の執行のほか、職員の配置、収納未済の回収、備品管理、任意団体の事務局従事等についても各所管課から状況を聴取した。一部検討を要する事項等については関係課長に口頭で意見や助言を行ったが、次の2点については、全庁的な取り組みが望まれる。

- ①長期間滞納となっている収入未済が見受けられた。債権回収の手順の整備なども検討し、引き続き適正な債権管理と収入未済額の縮減に努められたい。
- ②リース契約を行い使用料として支出する物品（備品）が増えているが、これらは備品台帳に登録されず、各課がそれぞれの方法で管理している。こうした物品の統一した管理方法について、今後の検討が望まれる。

予算を執行する際には、行財政運営の透明性と公平性を確保し、市民の信頼を損なわないように努めなければならない。そのためには、正確な書類を作成し、契約の履行状況や提出された書類の確認を適正に行い、契約相手方との協議内容等を明確にしておくことが重要である。そうした職員一人ひとりの意識のあり方が、適正な事務の執行につながることを期待します。

令和5年度 随時監査結果報告書

【出先機関現況調査】

- 第1 監査の種類 随時監査（出先機関現況調査）
- 第2 監査対象 (1)鯖江市子育て支援センター〔所管課〕健康福祉部子育て支援課
(2)ユーカルさばえ〔所管課〕教育委員会生涯学習課
(3)高年大学〔所管課〕教育委員会生涯学習課
- 第3 事前調査期間 令和6年2月1日～令和6年2月15日
- 第4 監査期日 令和6年2月15日（木）
- 第5 監査の方法
あらかじめ提出を求めた監査資料と現地調査により、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。
- 第6 監査の結果
施設の管理および現金取扱い状況等については、監査した範囲において、一部改善事項を除き、概ね適正に執行されていると認められた。
なお、指導事項等については次のとおりである。
- 〔子育て支援センター〕
- (1)指摘事項 なし
- (2)改善事項
- ①一時的保育事業納付金の領収書について
一時的保育事業納付金は、財務会計システムの納付書兼領収証書のほか、一部、独自様式の領収書を使用しているが、宛名のない簡易なものである。財務会計システムの納付書兼領収証書を使用しない場合には、原則として市で規定する2枚複写の手書き納付書兼領収証書を使用されたい。
- 〔ユーカルさばえ〕
- (1)指摘事項 なし
- (2)改善事項
- ①教養講座の会計について
教養講座の運営費は、講師謝礼の一部を市費で執行しているほか、受講料を徴収し準公金として支出しているが、公金と準公金の取扱い区分や予算の積算根拠が不明瞭である。また、この準公金は、多額の繰越金が発生しており、会計監査および決算が行われていない。運用の総合的な見直しを検討されたい。
- ②ユーカルさばえ利用者友の会の会計監査について
本会の会計・庶務はユーカルさばえが行っているが、会計監査を実施していない。会計監査を実施するよう検討されたい。
- 〔高年大学〕
- (1)指摘事項 なし
- (2)改善事項
- ①受講料の徴収について
受講料の徴収は、公金等取扱マニュアルに従い、自治会が自治会費と合わせて集金し、自治会長名の領収書を発行している。受講料は公金であり、市の納付書兼領収証書を発行するのが適当であるので、見直しされたい。
- ② 現金および預金の管理について
預金口座の通帳と通帳印が同じ金庫で保管されている。公金等取扱マニ

ュアルに従い、施錠できる保管庫等に別々に保管すること。

また、預金口座から出金した小口現金について、取り扱い方法を明確にし、現金保管管理簿等を整備されたい。

(3)意見

① 高年大学の設置および管理に関する条例について

当該施設は、「鯖江市保健センター設置および管理に関する条例」により規定されているが、経緯等の精査を行い、現状に沿うよう見直しを検討されたい。

【工事監査】

第1 監査の種類 随時監査（工事監査）

第2 監査対象 (1)健康福祉センター改修工事（建築工事）
(2)健康福祉センター改修工事（電気設備工事）
(3)健康福祉センター改修工事（給排水・機械設備工事）
〔所管課〕健康福祉部健康づくり課、施設管理課

第3 事前調査期間 令和5年10月13日～令和5年10月30日

第4 監査期日 令和5年10月30日（月）

第5 監査場所 監査委員事務局 および 鯖江市健康福祉センター

第6 監査の方法

令和5年度施工中の工事から対象工事を抽出し、設計・施工状況等が適切かつ効率的に執行されているかどうかについて、関係書類を審査するとともに工事現場の实地調査を行った。

第7 監査の講評

事前に行った書類審査については、計画・設計・積算・入札等の契約手続き、関係者との協議、関係機関への届出、施工管理体制などに関して、おおむね適正であると認められました。

令和5年度 定期監査および随時監査（出先機関現況調査、工事監査）実施結果

【定期監査】

No.	部局名	部署名	監査日	文書指導 事項件数	口頭指導 事項件数	軽微指導 事項件数	合計
1	総務部	行政管理課	R5. 10. 16	1	1	3	5
2		職員課	R5. 5. 9	0	1	2	3
3		デジタル推進課	R5. 4. 28	0	3	2	5
4		市民窓口課	R5. 5. 9	0	0	2	2
5		市民活躍課	R5. 8. 22	0	4	4	8
6		ダイバーシティ推進・相談課	R5. 8. 22	0	5	2	7
7		防災危機管理課	R5. 5. 16	3	5	3	11
8	政策経営部	総合政策課	R5. 5. 16	0	2	4	6
9		秘書広聴課	R5. 6. 14	0	1	0	1
10		総合交通課	R5. 6. 14	0	0	1	1
11		財務管理課	R5. 6. 7	0	0	0	0
12		施設管理課	R5. 6. 7	0	4	3	7
13		税務課	R5. 8. 2	0	1	2	3
14		収納課	R5. 8. 2	0	2	1	3
15	健康福祉部	社会福祉課（福祉総合相談室）	R5. 11. 10	1	3	1	5
16		長寿福祉課	R5. 11. 10	0	4	1	5
17		子育て支援課	R5. 10. 24	2	5	1	8
18		保育・幼児教育課	R5. 10. 24	0	3	0	3
19		健康づくり課	R5. 11. 20	3	6	3	12
20		国保年金課	R5. 11. 20	0	0	1	1
21	産業環境部	商工観光課	R6. 1. 12	0	11	2	13
22		農林政策課	R6. 1. 23	0	5	0	5
23		環境政策課	R6. 1. 23	2	5	5	12
24		土木課	R5. 11. 28	0	5	3	8
25	都市整備部	都市計画課	R5. 12. 26	0	2	0	2
26		公園住宅課	R5. 12. 26	2	2	1	5
27		上下水道課	R5. 6. 23	1	3	1	5
28		会計課	R5. 12. 28	0	0	0	0
29		議会事務局	R5. 6. 23	0	1	0	1
30	教育委員会	教育政策課	R6. 2. 8	1	2	0	3
31		学校教育課	R6. 2. 8	0	2	2	4
		（小中学校配当分）	R6. 2. 8	0	3	3	6
32		生涯学習課	R5. 10. 16	1	8	2	11
33		（文化の館）	R6. 1. 31	1	1	1	3
34		文化課	R6. 1. 31	1	3	0	4
35		スポーツ課	R6. 1. 12	3	2	1	6
36		監査委員事務局	R5. 12. 28	0	0	0	0
計				22	105	57	184

【随時監査】

No.	監査区分	施設名／工事名〔所管課名〕	監査日	指摘事項 件数	改善事項 件数	意見 件数	合計
1	出先機関 現況調査	子育て支援センター 〔子育て支援課〕	R6. 2. 15	0	1	0	1
2		ユーカーさばえ 〔生涯学習課〕	R6. 2. 15	0	2	0	2
3		高年大学 〔生涯学習課〕	R6. 2. 15	0	2	1	3
4	工事監査	健康福祉センター改修工事（建築 工事、電気設備工事、 給排水・機械設備工事） 〔健康づくり課〕	R5. 10. 30	0	0	0	0